

■正誤

1199頁 第581条 [改正の趣旨] [1]の2行目

(誤)

「新法は、1項を改正し、売買契約と同時になくとも、買い戻しの特約を登記したときは、第三者に対して対抗力を有するとした。」

(正)

「1項を改正して、売買契約と同時になくとも買い戻しの特約を登記したときは第三者に対して対抗力を有するとする案もあったが、最終的に採用されなかった。」

と訂正します。

(理由)

要綱仮案第30の11(買戻し)の(2)は、買戻し制度を使いやすくする観点から、売買契約に基づく所有権移転登記の後であっても、買戻しの特約を登記することを可能とするものであった。しかし、関連規定の整備等を含めた検討を進めたところ、この改正に伴って不動産登記法および登録免許税法について前例に乏しい特例を設ける必要があることが明らかとなる一方で、買戻しの特約を売買契約と同時にしなければならないとする規定(民法579条)を維持した上で買戻しの登記の時期のみ遅らせるという点に限った改正のニーズは実際上それほど大きくないと考えられる。そこで、要綱仮案第30の11(2)に相当する改正は行わないこととしている(民法(債権関係)部会資料 84-3、14頁)。

■補正

827頁 12行目 に、改行で以下を挿入する。

「なお、詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥るものと解するのが相当」とした判決がある(最判平成 30・12・14 民集 72 卷 1101 頁)。」

1454頁 14行目 「運行供用者とした。」の後に以下を挿入する。

「名義貸与の依頼を承諾して自動車の名義上の所有者兼使用者となった者が、同法 3 条の運行供用者に当たるとされた事例(最判平成 30・12・17 民集 72 卷 1112 頁)がある。」

1458頁 1行目 「とした。」の後に以下を挿入する。

「労災保険の事案についても同様である(最判平成 30・9・27 民集 72 卷 432 頁)。」

以上